4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4. 1 美しい景観の保全と創造

鳥取砂丘景観再生事業

1 事業の目的

鳥取県の宝である鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継ぐことを目的とする「日本 一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成21年4月1日施行)」に基づき、民間と行政で構成する鳥取 砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生の取り組みを支援し、もって鳥取砂丘の優れた環 境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業概要

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

- 1.砂丘景観の保全・再生に関する事業
- 〇砂丘全域を対象に、草が種子を散布する8月下旬頃までに除草を実施する。
- 2.砂丘景観の保全・再生に関する調査
- 〇鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、以下に関する調査等を学識経験者等で構成する「調査研究会」が実施。
 - ・除草モニタリング調査、植生状況の現地調査
 - -砂の移動に関する基礎調査(砂堆積調査、風向風速調査)
 - ・火山灰露出地の堆砂研究
 - ・鳥取砂丘景観保全調査報告書の作成【臨時】
- 3.新たな研究分野に対する対応
- ○従来の調査に加え、保全再生に係る多岐に渡る分野の調査研究を行う。

平成21年度の実績

1 植物のモニタリング調査、計画的な除草活動や砂の移動等を行なうため、県と鳥取市が事業費等を負担する鳥取砂丘再生会議(保全再生部会)により、下表のとおり事業を行った。

項目	実施時期	内 容
除草 スリバチ整備	平成21年8月~9月 平成21年10月~11月	鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会 のモニタリング調査結果・意見に基づき、砂丘 内の雑草等の機械除草、スリバチ内の灌木等 の伐採・整備を行った。
ボランティア除草の実施	平成21年7月~9月	鳥取砂丘の景観保護の機運を盛り上げ、県民 に除草活動参加していただくため、ボランティア による除草を実施した。
堆積砂の移動	平成21年12月 平成22年2月~3月	冬季の季節風により鳥取砂丘市営駐車場木製階段周辺に堆積し、観光客等の通行に支障となる砂を砂丘側に移動した。
砂丘周辺樹木の伐採等	平成21年9月~10月 平成22年3月	枯松伐採処理を行った。景観保全のためニセ アカシアの伐採処理を行った。
風向 風速の計測	通年	3力所でデータ収集等を実施した。
地形測量及び各種調査	平成21年4月~平成22年3月	砂丘全域での地形変化調査及び除草実施箇 所の植生、地形などのモニタリング等の調査
調査報告書のとりまとめ	平成21年4月~平成22年3月	調査研究報告書のとりまとめ

2 ボランティア除草については年々参加者が増え、県民自らが県民の宝を保全再生しようという意識醸成、取り組みの定着化が図られた。

項目	21年度実績	20年度実績
ボランティア延人数	3, 708人	3,309人
除草量	7,360kg	5, 981kg

●担当: 生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183

景観行政費

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 背景、現状、及び課題

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

3 事業の内容

1. 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするときに、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施

2. 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施行、維持管理の各段階で「景観評価」を実施

3. 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置(鳥取、倉吉、米子市を除く市町村)

4. 景観アドバイザー派遣

県民、事業者等の行う景観形成活動に対して各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、活動の活性化を図る。

5. 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行促進を推進

平成21年度の実績

- 1 景観形成条例に基づく届出実績(計107件)
 - 〇届出状況(94件)
 - ・建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更-26件
 - ・工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更-54件
 - -開発行為-1件
 - ・土地の形質変更-6件
 - ・木竹の伐採-5件
 - ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積-1件
 - 〇通知状況(13件)
 - ・建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更-5件
 - ・工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更-8件
- 2 景観形成巡視員の活動実績
 - ・配置人員 鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村に計17名配置
 - ・巡視状況 4半期ごとに実施。報告書提出。
- (3)景観アドバイザーの派遣実績
 - ・派遣回数(延べ人数)

13回(延べ53人)

- •派遣内容
 - 〇公営住宅整備事業に係る景観形成上の助言
 - ○道路整備事業に係る景観形成上の助言
- ●担当: 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450

「公共事業の景観形成について」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640

「景観アドバイザーについて」 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452

1 事業の目的・効果

日常の風景の中で見過ごされている景観の価値を再認識し、県内外にPRすることによって、地域における景観を活かしたまちづくり活動の活性化を図る。

2 事業内容

1. 「とっとり地域生活百景」の選定及び活用 日常生活にある景観で地域を印象づけるものを公募し、現地審査等を行い選定する。 関係他課と連携し、入選作品を地域のPR等に活用する。

2. 「とっとりの失われるおそれのある景観」の収集等 県内の良好な景観の中で、人為的もしくは自然的な理由等により、放置されれば、今後失われるおそれのある景観を公募し、「とっとり景観レッドデータブック」にまとめる。 「とっとり景観レッドデータ」はHPへの掲載その他の方法により広く周知し、問題意識の共有を図るとともに保全等を検討する資料として活用する。

平成21年度の実績

- 1 とっとり地域生活百景の選定
 - (1)第1回選定
 - ア 応募状況

応募数 93点(東部51、中部20、西部22) 応募者数 43名

イ 選定点数

28点(東部14点、中部6点、西部8点)

ウ 表彰対象

13点(最優秀賞 1点、優秀賞 3点、佳作 9点)

- (2)第2回選定
 - ア 応募状況

応募数 138点(東部49、中部45、西部44) 応募者数 71名

イ 選定点数

41点(東部12点、中部14点、西部15点)

ウ 表彰対象

14点(最優秀賞 1点、優秀賞 3点、佳作 10点)

(3)平成21~22年度選定

選定点数 100点(東部 42、中部 28、西部 30) 応募者数168人

- 2 展示活動
 - (1)開催回数 3回(東部、中部、西部各1回)
 - (2)展示日程/会場

東部:2月 9日~2月11日/とりぎん文化会館

フリースペース

中部:2月18日~2月25日/パープルタウン

北側催事場

西部:3月 2日~3月 8日/とっとり花回廊 北館ギャラリー

●担当: 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707

花と緑のまちづくり支援事業

1 事業の目的

県民の地域緑花意識の高揚や普及啓発を図ること。

2 現状及び課題

- 住民主体の花と緑による魅力ある地域づくりをさらに推進するための仕掛けづくりが必要である。
- 2. 現在の地域緑花活動の取組を継続させ、より広めていく方策の検討が必要である。

3 事業内容

- 1. 花と緑のまちづくりモデル地区(継続5地区、新規5地区、合計10地区)において、地域が主体となって行う地域緑花活動に対し、県と市町村が連携して緑花技術講習や花苗提供などの支援を行う。
- 2. 地域緑花の普及啓発を図るための「花と緑のフェア」を支援する。
- 3. 県各総合事務所において、地球温暖化防止につながる軒先緑化の実証展示と、県民にも各家庭で実践してもらえるような講習会を行う。

<参考:昨年度の取組状況写真>



平成21年度の実績

住民自らの手で実施される花と緑のまちづくりの活動を支援することにより、地域緑花活動の活性化を図るとともに、県民の花と緑に関する意識の高揚を図る取り組みを行った。

〇花と緑のまちづくりモデル地区(10地区)

- ・モデル地区の認定 H21年度認定 5地区、H20年度認定 5地区、モデル地区の支援 10地区(花苗の支給)
- ・技術講習会の開催 1回(花と緑のフェアにおいて実施)
- 〇花と緑のフェア
- •6月 中部地区花と緑のフェア (東郷湖羽合臨海公園藤津地区:湯梨浜町藤津)
- •10月 東部地区花と緑のフェア (湖山池公園:鳥取市金沢)
- 〇軒先緑化の推進

総合事務所等において、ゴーヤ等による緑のカーテンを設置した。

●担当:生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「公園自然課」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312

景観まちづくり活動団体サポート事業

1 事業の目的・効果

地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む住民団体に対する総合的な支援制度を創設し、活動の促進を図る。

2 事業内容

1.活動団体の登録

県内で活動するまちづくり住民活動団体に登録を受け付け、行政と団体、団体相互が連携しや すい体制を整える。

2.登録団体への支援

○景観まちづくり大会の開催

景観まちづくり活動について、活動団体及び県民への普及啓発を全県レベルで行うため、大会 を開催

○新たなまちづくり芽生え支援

既にまちづくりで成果を上げている先導的なまちづくり活動団体がその知識経験を活かし他の 地域でまちづくり活動を芽生えさせる活動を行う場合に、その活動に係る費用を助成する。(補助 率10/10 上限額300千円)

○登録団体交流会の開催

団体間の交流の場を提供し、団体相互の情報交換、協力関係を築く。

〇まちづくりコンシェルジュ(総合相談)による支援

職員有志(まちづくりコンシェルジュ)が、各自の得意な分野を活かし、まちづくり活動団体の相談に応じ実地に活動の支援をするなどする。

平成21年度の実績

1 景観まちづくり活動団体の登録

景観まちづくり活動団体と行政、団体相互が連携しやすい体制を整えるため、景観まちづくり活動団体の登録を推進

- 登録団体数:平成21年度登録11団体(合計37団体)
- 2 景観まちづくり活動団体へのサポート
- (1)景観まちづくり大会の開催
- ·日 時 平成22年3月20日 12時30分~17時20分
- ·場 所 倉吉未来中心
- •参加者 120人

- ・内容 基調講演、団体活動報告、ポスターセッション、意見交換会
- (2)新たなまちづくり芽生え支援事業

他団体の活動支援のために2団体(琴ノ浦まちおこしの会、特定非営利法人ラーバンマネジメント)が実施する「新規団体への助言、交流会」や「活動報告会、冊子配布による活動団体の住民への紹介」など、新たな景観まちづくり活動を促進する活動に助成

(3)まちづくりコンシェルジュによる支援

県職員有志によって構成されるまちづくりコンシェルジュが景観まちづくり活動団体からの依頼 に基づき、相談に応じ、または実地に支援。

- ・まちづくりコンシェルジュ登録者数 16人
- ・相談実績 鳥取市中心市街地活性化協議会、吉岡温泉旅館組合、景観まちづくり学習研究会
- ●担当: 生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363、7201

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより 「景観まちづくり活動団体をサポートします」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839



4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の復元整備及び遺跡の解明のための 発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用しても らうための普及啓発活動を行う。

2 事業内容

1. 保存整備事業

基本計画に基づき、環境整備工事、復元建物の建設工事等を実施

2. 調査研究事業

遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施

3. 活用事業

各種体験事業やイベントを開催

平成21年度の実績

1 保存整備事業

妻木新山地区等に、竪穴住居や高床倉庫の復元建物を建設し、史跡景観の創造を行った。 そのほか、整地・植栽工事を実施し、遺構の風化防止措置等を行った。また、ガイダンス施設の建築に着手、施工終了した。

2 調査研究事業

遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施した。

3 活用事業

遺跡に親しんでもらうために、古代体験を始めとする遺跡を活用した体験事業を行った。

事業名	参加者数
むきばんだ弥生の森講座 春の自然を楽しもう	55名
新緑まつり	1,500名
むきばんだ春の親子写生会	33名
むきばんだ弥生講座 土器づくりと野焼き	76名
新涼考古学教室	108名
妻木晚田親子考古学教室	12名
むきばんだ夏の星座観察会	83名
サンセットビューウィーク	122名
秋麗まつり	900名
むきばんだ弥生講座 かごづくり	20名
お気楽♪弥生気分(古代体験)	1,528名

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

妻木晩田遺跡事務所ホームページ

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862

史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。

併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業内容

- 1. 史跡指定地公有化・保存活用事業
 - 〇史跡を保存・整備・活用に資するため、指定地を平成20年度から10カ年かけて公有化
 - 〇地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、(仮称)史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施
- 2. 発掘調査事業

発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集

3. 出土品調査研究事業 出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も 実施

平成21年度の実績

1 発掘調査事業

遺跡中心域西側の発掘調査を行い、中心域西側を区画する溝の続きが見つかった。溝の掘られた時期が、これまで考えられていた弥生時代終わり頃から弥生時代中頃にまで遡ることがわかった。中国製の鏡(八禽鏡)をはじめとした遺物が溝の中から大量に見つかった。

2 出土品調査研究事業

- 骨角器および金属器の再整理・データベース作成を行った。
- ・出土品を後世に引き継ぐため、木器、鉄器、骨角器などの保存処理を行った。
- 実物展示が困難な出土品のレプリカを作成し、展示公開した。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」 →青谷上寺地遺跡ホームページ

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271

三徳山・大山歴史遺産調査事業

1 背景·現状·目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山と大山の歴史遺産(文化財)について、三朝町及び大山町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力を行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業内容

学術調査への調査指導及び調査協力

- 1. 三徳山美術工芸品調査
- 2. 三徳山自然環境関連調査
- 3. 三徳山域内埋蔵文化財調査
- 4. 大山寺美術工芸品調査
- 5. 大山寺僧坊等埋蔵文化財調査

平成21年度の実績

三朝・大山両町が実施した発掘調査研究事業に対して支援を行った。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより 「文化財課」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388

三徳山世界遺産登録推進事業

▋1 背景・現状・目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

- 1. 調査研究事業 県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施
- 2. 普及啓発事業 三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信、パンフレット等の刊行を実施

平成21年度の実績

三徳山の世界遺産登録に関して、国内暫定一覧追加記載のための審議が行われ、カテゴリー2に位置づけられた。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより 「三徳山を世界遺産へ」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294

池田家墓所整備活用事業

1 背景・現状・目的

史跡鳥取藩主池田家墓所の適切な保存とその活用を図り、県民の文化的向上に資する。

2 事業内容

(財)史跡鳥取藩主池田家墓所保存会が行う、墓所の保存整備及び管理活用に要する経費に対して助成

〇活用事業の一つ、第5回池田家墓所燈籠会(H20開催)の様子



多くの方に池田家墓所燈籠会に来所いただきました。

平成21年度の実績

- 1 墓所の監視及び清掃、現地案内等
- ア 管理人 1名を配置し、墓所の監視、清掃、来場者への案内等の実施
- イ 墓所内立木の剪定及び草刈り等の管理
- ウその他

国府中学校有志による墓所内の清掃 平成21年12月6日(日)

2 普及啓発·情報発信等

ア 燈籠会の開催

池田家墓所に親しんでもらうため、墓所に残る約270基の燈籠に一斉に明かりをともす燈籠会を実施した。

- ·施 日: 平成21年9月26日(土) 午後6時~8時
- •来場者:約 500名
- ・内 容:・燈籠への灯入れ、伝統芸能の奉納、宇倍神社麒麟獅子舞、手笠おどり

イ 写真コンクールの開催

池田家墓所の四季折々の魅力、表情を伝える写真コンクールを実施した。

作品数:出品… 229点 入賞… 33点(佳作を含む)

3 保存整備事業(墓所保存修理工事)

墓所の文化財としての価値を損なうことなく、県民が優れた歴史的環境に接することができる場所とするために、平成15年度に作成した「史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画」に基づき、次の箇所の復元及び修復

工事ならびに調査を実施した。

- ・工事内容:石工事(初代藩主七男清弥墓ほか)、植栽工事(危険木伐採)
- •調査内容:遺構計測(隣姫墓)

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7934

参考URL

(財)史跡鳥取藩主池田家墓所保存会のホームページ

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82398

とっとりの鏝絵・なまこ壁の魅力を伝える事業

1 事業の目的・効果

鏝絵やなまこ壁などの魅力を伝えることにより、それらを活かした魅力あるまちづくりの創出に繋げるとともに、県外とっとりの魅力を伝え、鳥取県への来訪者を増やす。

エコロジーや手仕事(手わざ)の良さを再認識し、地域の生活文化、デザイン遺産として、さらに地域の伝統産業として活用し、技能の継承に繋げる。

〇鏝絵(こてえ)とは

土蔵の妻壁や扉、民家の戸袋や壁の漆喰の上に、鏝で漆喰を塗り上げ、レリーフを描くように浮き彫りの模様を描く左官の技術で、「蔵飾り」とも呼ばれる。

〇なまこ壁とは

土蔵の表面に平瓦を張り、瓦の継ぎ目に半円形で海にいる海鼠(なまこ)のような形に漆喰を盛り上げる左官の技術で、耐水・耐火・強度に優れ、漆喰の白と瓦の黒との組み合わせが装飾的な効果を高めている。

2 事業内容

- 1. 魅力ある鏝絵・なまこ壁素材の発掘
 - 〇左官業関連団体、鏝絵・なまこ壁の専門家等で「とっとりの鏝絵・なまこ壁の魅力を伝える委員会」(仮称)を組織
 - 〇県と委員会が共同で県内に埋もれる鏝絵・なまこ壁などの地域資源を発掘し、県においてリストを作成
- 2. 「とっとりの魅力ある鏝絵・なまこ壁を伝えるフォーラム」開催
- 3. 巡回展示会の開催
- 4. 「とっとりの魅力ある鏝絵・なまこ壁」冊子、携帯用パンフレットの作成
- 5. 将来を担う子供たちへの伝承

小・中学校等に出向き、将来を担う子供たちに鏝絵、なまこ壁などの左官技術を実演し、魅力を伝える活動を行うグループにその費用の助成(補助率1/2 上限額100千円)

平成21年度の実績

1 魅力ある鏝絵・なまこ壁素材の発掘

左官業関連団体、鏝絵・なまこ壁の専門家等で「とっとりの鏝絵・なまこ壁の魅力を伝える委員会」を組織

県と委員会が共同で県内に埋もれる鏝絵・なまこ壁などの地域資源を発掘し、県においてリスト を作成

- 2 フォーラム「鳥取の鏝絵・なまこ壁 ~地域資産を生かしたまちづくり~」を開催
- ·日時 平成21年11月8日(日)
- ・場所 琴浦町赤碕地域コミュニティセンター

- ·参加者数 約250名(内県外約40名)
- 3. 巡回展示会の開催
- ・日時 平成22年3月9日~17日、場所 倉吉市立図書館エントランスロビー
- ・日時 平成22年3月19日~26日、場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里1階談話・喫茶コーナー
- ・日時 平成22年3月27日~4月5日、場所 県立図書館1階展示コーナー
- 4. 「とっとりの鏝絵となまこ壁」携帯用パンフレットの作成
 - 4.000部作成
- ●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7201

参考URL

鳥取環境ネットワークのwebサイトより 「景観まちづくりフォーラム「鏝絵・左官・蔵飾り」の開催」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53786

地域の古民家を核とした景観まちづくり推進事業

1 事業の目的

県内の古民家を調査し把握することにより、地域資源としての活用を促す。

2 事業の現状及び課題

- 〇 戦災の被害や、バブル経済の影響が少なかった鳥取県には、中山間地域だけでなく市街地に も古民家が 多く残っている。
- 古民家には歴史・文化を感じさせる外観の魅力があるほか、中には、今では手に入らないような貴重な部材が使用されるなど再評価すべきものも含まれる。
- 一方、古民家は、空き家として放置されているものが多く見受けられる。また、空き家でなくとも、1人住まいで管理が十分できないため、老朽化が進行している例も散見される。

(古民家の活用方法)

- (1)移住者の居宅としての活用
- (2) まちづくり・交流の拠点としての活用
- (3) ギャラリーとして活用
- (4) 宿泊施設として活用
- (5)物販施設・レストランとして活用
- (6) 福祉施設として活用

3 事業内容

- 1. 古民家に係る情報等のとりまとめ
- 2. 大学、NPO、建築関係団体等による外観調査
- 3. 大学、NPO、建築関係団体等による古民家の建物調査
- 4. 評価委員会による古民家の価値評価
- 5. 古民家の活用法の検討・企画

平成21年度の実績

〇市町村等がUIJターンのため同様に空き家情報を収集しており二重作業となっていることから、

県の取組は行わなかった。

今後は市町村が収集した情報の中から活用できる古民家について既存制度の活用等で市町村への支援を行う。

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7201

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより 「景観まちづくり課」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577



4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.3 環境影響評価の推進

環境影響評価制度

1 目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の概要

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

- (1)鳥取県環境影響評価審査会の開催
 - 方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
 - 方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定
- (2) 例対象事業の審査・検討

平成21年度の実績

〇鳥取県東部広域行政管理組合より提出された「可燃物処理施設整備事業(仮称)に係る環境 影響評価方法書」について、鳥取県環境影響評価条例に基づき、鳥取県環境審査会を開催し、 方法書の内容を調査審議した。

- ○環境審査会の意見を踏まえ、当該方法書に対する知事意見を通知した。
- ●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「環境影響評価に関すること」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境影響評価を行った事業(法、条例制定以降)」

https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?itemid=281681#itemid281681

